

令和4年 第2回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月24日（木）午後1時30分から午後2時44分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (1人)

委員	7番	小林秀男
----	----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第9号までについて

議案第1号 農地法第3条第2項第5項の規定による下限面積（別段の面積）
について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第8号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和4年第2回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議 長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号7番 小林秀男委員の1名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は16名でございます。

議 長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第2回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 小関昭男委員、議席番号12番 大拙 孝委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第9号までであります。

まず、議案第1号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）について、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）を、現行のとおりとすることについて、委員会の議決を求めます。

令和4年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

現行の別段の面積は30aでございます。

区域は表のとおり、旧赤見町、旧田沼町、旧三好村、旧野上村、旧新合村、旧飛駒村（昭和43年4月1日桐生市に編入した区域を除く。）旧葛生町、旧常盤村、旧氷室村でございます。こちらの別段面積の設定につきましては、平成21年12月の農地法の改正に伴いまして、佐野市農業委員会で設定を行っております。

なお、旧市町村名を使用しているのは、国で実施している農林業センサスを利用して設定をしているためでございますのでご了承願います。

令和3年12月23日全員協議会でお諮りいたしましたとおり、別段の面積及び設定できる区域については、現行と同様に変更する必要はないと考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、現行のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、現行のとおりとすることに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条650番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。主な経営作物は、いちご、かき菜、なすとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、農地調整審査会が開かれていますので結果について班長さんより説明していただきます。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条663番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は5.5km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、羊48頭、草刈機(乗用)、トラクター、動力噴霧機を各1台所有しております。主な経営作物は、柿、栗、牧草、リンゴ、柚子となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は515日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」との

ことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号3条650番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条650番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

2月15日に、委員6名が出席して審査会を行いました。

3条650番の案件について報告します。令和4年1月13日に第1回の審査会を行い、申請人、同一の農業経営を行っていく息子さん、娘さん、娘さんの旦那さんに出席していただき、営農計画等について説明していただきました。一回目の審査会では、再圃場整備等に理解を示していただいたものの、説明していただいた営農計画について、地元委員の意見から農地の集団化を分断してしまう、農業水利が阻害されてしまうなどの可能性があるものだったため、再度営農計画を詰め直してから再審査することとなりました。

その後、書面にて再提出された営農計画書をもとに、地元委員と事務局で現地を調査し、問題がないことを確認しました。また前回審査会の内容について申請者に確認したところ、周辺の農地の影響や申請地の畑作について決まりを守るといった誓約書が提出されました。そして、令和4年2月15日に第2回の審査会を行い、同様の審査委員にご出席していただき改めて前回の審査会で懸念された事項等について審査しました。

以上のような経過から、陸田について、営農計画は問題なく、水田についても稲作終了後に種まき又は定植をするということで、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。ご協議よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。審査会の結果については、報告のとおりであります。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和4年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

規則29条38番について報告します。

農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が「2a未満」で、転用目的が自己の耕作のための「農業用倉庫」であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「証明できる」と思われます。

規則29条39番について報告します。

農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が「2a未満」で、転用目的が自己の耕作のための「農業用倉庫」であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「証明できる」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

4条143番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農用地ということで、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「農業用施設」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番

若田部委員

4条143番について、転用面積が〇〇㎡のうち〇〇㎡となっておりますが、審査表の中の用途の欄には農業用倉庫〇棟で〇〇㎡と記載があります。〇〇㎡を転用する必要性はあるのでしょうか。

事務局

回答いたします。農業用倉庫の他に農業用の資材を置くスペースが必

要ということで、提出されている土地利用計画図上で〇〇㎡転用が必要であるという根拠が示されております。

9 番
若田部委員

わかりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 4 号については、転用に係る面積が 30 a 以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第 4 号については、転用に係る面積が 30 a 以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第 5 号の説明をさせます。

事務局

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和 4 年 2 月 24 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 5 号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第 5 号について、調査班、お願いします。

調査班

5 条 887 番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 1 種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「既存の施設の敷地拡張」に該当し一般基準は、2 番から 11 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条888番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第3種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可できる」です。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条889番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、「既存の施設の敷地拡張」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条890番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条891番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条892番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条893番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番
若田部委員

5条889番について質問いたします。申請理由の中に、測量した位置に誤りがありという文面がありますが、なぜ誤りが起こってしまったのか教えてください。

事務局

境界立ち合いのもと位置を確定するのが通常であると思いますが、今回の申請の際には、代理人より位置を間違えてしまったので是正したいということしか伺っておりません。

9番
若田部委員

わかりました。通常なかなか起こりえないことですね。

(大拙 孝委員 挙手)

議 長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

若田部委員のおっしゃる通り、現在だとこのようなことは起こりえないことだと思いますが、杭を入れるときに位置を誤ってしまうことがあったようです。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和4年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地499番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。

願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地500番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。

願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第7号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和4年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第7号について、調査班、お願いします。

調査班

農振除外88番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、「既存の施設の敷地拡張」に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっております許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番

若田部委員

この地域は第1種農地ですね。申出人は自動車の販売及び修理をやっているということで、駐車場で利用するとなると、雨水で車の油が周辺の農地に流れ込むという苦情がよくあると思いますが、現地は油が農地に流出しないような対策がされているのでしょうか。

事務局

主な事業敷地は県道の西側になります。今回の申請地は県道の東側になり、従業員の駐車場として使用するため、申請地で自動車の販売や修理は実施しないので油が流れ込むといった心配はないと思います。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号については、農用地から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

よって、議案第7号については、農用地から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和4年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の17番、18番、19番について、議席番号12番 大拙 孝委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。大拙 孝委員の退室をお願いします。

(大拙 孝委員 退室14:38)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定関係の17番、18番、19番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の１７番、１８番、１９番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。大拙 孝委員の入室をお願いします。

(大拙 孝委員 入室１４：３９)

次に、利用権設定関係の２２番について、議席番号１５番 澁江修身委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。澁江修身委員の退室をお願いします。

(澁江修身委員 退室１４：４０)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定関係の２２番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の２２番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。澁江修身委員の入室をお願いします。

(澁江修身委員 入室１４：４１)

続きまして、先に審議いたしました利用権設定関係の利用権設定関係の１７番、１８番、１９番、２２番以外の案件、及び、所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の利用権設定関係の１７番、１８番、１９番、２２番以外の案件、及び、所有権移転関

係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の利用権設定関係の17番、18番、19番、22番以外の案件、及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第9号の説明をさせます。

事務局

議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和4年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第9号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第9号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第9号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和4年第2回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時44分閉会